

◆長野市内における「クビアカツヤカミキリ」の初確認について

長野県（環境部）から令和8年9月18日にプレスリリースされた内容及び確認した内容について、お知らせします。

（引用：長野県「長野地域（長野市）においてクビアカツヤカミキリ（特定外来生物）の初確認されました」（令和8年9月18日公表）

当JAでは、この内容を踏まえ、次のとおりご案内いたします。

外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されているクビアカツヤカミキリが長野地域（長野市）で初めて確認されましたので、お知らせします。クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラ、ウメ、モモ、スモモ等のバラ科樹木の樹幹内部に入り込んで内部を食い荒らし、樹木を衰弱又は枯死させてしまう害虫です。

1. 確認状況

1) 令和8年9月18日、長野市篠ノ井で、住民が本種の個体を発見、県に連絡。令和8年9月18日（クビアカツヤカミキリと断定）。被害状況は確認中（プレスリリース時点ではなし）

2. 今後の対応

現在、佐久・上小・上伊那地域で実施している緊急防除のエリアに加え、長野市の発見地点から半径3kmの範囲を緊急防除エリアに追加します。

追加エリアの詳細（地区名）や緊急防除の開始時期は薬剤の準備等が整い次第、お知らせします。

長野市及び関係機関と連携し、発見地点周辺の重点的な調査を継続します。

モモ、スモモ、ウメ等の果樹への被害が懸念されることから、農業関係者、生産者及び関係団体に対して果樹園等での警戒について協力を呼びかけます。

県ホームページ等を活用し、県民の皆様に対して、注意喚起を行います。発見した場合は市町村や県に通報するとともに、捕獲した場合はその場での駆除を依頼する等の呼びかけを行います。

3. 皆様へのお願い

クビアカツヤカミキリと思われる個体やフラスを見つけた場合は、県地域振興局（別添参照）又は発見場所の市町村の外来生物担当課へ情報提供をお願いします。

・クビアカツヤカミキリを探す手がかりは、成虫またはフラスです。（詳細別添参照）

※それぞれの特徴については別添URL「環境省チラシ」からご確認ください

・特に農業者の皆様は自身の園地点検の徹底をお願いします。

・成虫を発見した場合：発見次第、殺虫剤の使用や踏みつけなどにより、その場で駆除してください。

成虫やフラスを発見した場合は、可能な範囲で写真を撮る等して、発見日時、発見場所、発見時の周りの状況等をお知らせください。

※クビアカツヤカミキリは、外来生物法により、生きた状態で持ち運ぶことは禁止されています。

・クビアカツヤカミキリの報告は下記フォームからお願いいたします。



https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=78148

◆「クビアカツヤカミキリ」の果樹園発生状況調査について

長野県より、今後発生地付近の果樹園の調査を実施すると連絡がありました。ＪＡも協力し、実施する予定です。

つきましては、県・ＪＡが調査のため、園地に立ち入らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。園地に立ち入る際、園主がいらっしゃる場合はお声がけいたします。ご不在の場合は、あらかじめご了承ください。

◆「クビアカツヤカミキリ」に関して、皆さまへお願い

皆様の農地などにある、「もも、ネクタリン、すもも、プルーン、あんず、うめ」を中心に樹の点検を実施してください。念のため、りんご、なしも点検することが望ましいです。

県外の報告で、クビアカツヤカミキリが、車両などにつかまって移動している事が疑われています。このため、国道など主な幹線道路や高速道路沿いから広がっている可能性があります。そのような場所の近隣は、特に注意して点検を実施してください。

クビアカツヤカミキリと思われる個体やフラスを見つけた場合は、下記のいずれかに情報提供をお願いします。

《農地で発見した場合》

- 長野県農政部農業技術課：026-235-7222
 - 長野県農業試験場病害虫防除部：026-248-6471
 - 長野農業農村支援センター 技術経営普及課：026-234-9536
 - 長野市 農林部 農業政策課：026-224-7274
 - ＪＡグリーン長野 本所営農販売部 営農企画課：026-292-0930
- または、各営農技術員

《農地以外で発見した場合》

- 長野県環境部自然保護課：026-235-7180
- 長野地域振興局環境・廃棄物対策課：026-234-9590
- 長野市 環境部 環境保全温暖化対策課：026-224-5034

◆「クビアカツヤカミキリ」のＪＡ対応について

ＪＡとしましては、果樹栽培に大きな影響を及ぼす可能性があるため、県・市と協力をし、情報収集・対策にあたります。

果樹栽培をしておられる組合員の皆様におかれましては、まずは園地点検を実施いただきますようお願いいたします。

クビアカツヤカミキリの生活環から、成虫発生期は過ぎており、次の成虫発生期は、例年６月頃からになります。現状は、樹内に潜り込んでいる時期で、幼虫が木の根元等にうどん状のフラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもので、細いかりんとうのようなものです）が排出されているかを中心に点検をお願いいたします。

今後の対応については、県・市と情報共有をし、進めてまいります。

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」

1. クビアカツヤカミキリの概要

○原産地は、中国、朝鮮半島、ベトナム北部等です。

○2018年に、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。

○国内では2012年の初確認からこれまでに19都府県※で確認されています。(2026年7月時点)

※ 愛知県、茨城県、大阪府、香川県、神奈川県、岐阜県、京都府、群馬県、埼玉県、滋賀県、千葉県、徳島県、栃木県、東京都、奈良県、兵庫県、三重県、山梨県、和歌山県

2. クビアカツヤカミキリの特徴

○クビアカツヤカミキリは、体長約2.5～4cm程度のカミキリムシで、全体的に光沢のある黒い体と赤い胸部(首の部分)が特徴です。

○幼虫が入り込んだ樹木からは、木の根元等にうどん状のフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもので、細いかりんとうのようなものです)が排出されます。



発見された個体 (撮影：長野県)



大量に排出されたフラス (提供：群馬県)

3. クビアカツヤカミキリによる影響

○クビアカツヤカミキリの幼虫がサクラ、モモ、ネクタリン、アンズ、ウメ、スモモ、プルーン等の樹木の内部に入り込み、内部を食い荒らすことで、樹木を衰弱させたり、枯死の原因となります。

○上記等のバラ科の樹木を好むため、農産物にも甚大な被害を及ぼす可能性があります。

「特定外来生物」

外来生物法では、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害の防止を目的に特定外来生物を指定し、これらの生きた個体を持ち運んだり、飼育したりすることを禁止しています。

大量に排出されたフラス (提供：群馬県)

「参考」：環境省チラシ「クビアカツヤカミキリは、特定外来生物に指定されています。」

https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g_kubiakatsuyakamikiri_kaitei.pdf

：長野県 クビアカツヤカミキリ対策ポータルサイト

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/kubiaka2026.html>

：長野市 クビアカツヤカミキリ

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n160500/contents/p006238.html>

クビアカツヤカミキリと思われる個体を見つけた場合は、逃がさずに発見次第殺虫剤の使用や踏みつけなどにより、その場で駆除してください。その際は、可能な範囲で写真を撮る等して、発見日時、発見場所、発見時の周りの状況等を下表まで連絡してください。(個体は死んでいても大丈夫です)。

【9～10月の当面の幼虫に対する対策】

(引用：長野県「長野県農地におけるクビアカツヤカミキリ対策指針」

○食入した幼虫に対する対策

1. 針金による刺殺

フラス周辺の樹皮を剥がしながら排ふん孔を探し、針金や千枚通しなどで幼虫を刺し殺す。

2. エアゾール剤（ロビンフッド）の噴射処理

排ふん孔のフラスを針金等を取り除いた後、ノズルを差し込みながら薬液を噴射する。（差し込んでから噴射すると詰まる）その際、薬剤が坑道内に充満し、排ふん孔から逆流するまで注入する。処理後は、排ふん孔の近くに目印（ピン等）をつけておくことで、経過観察が容易になる。処理数日後に再びフラスの排出が確認された場合は、登録の範囲内で再処理を行う。

ロビンフッドの適用情報（令和8年8月15日現在）

作物名	適用病害虫	使用方法	使用時期	本剤の使用回数	フェンプロパトリン
果樹類 ※注1	かきみみ類	樹幹・樹枝の食入孔にノズルを差し込み噴射	収穫前日まで	5回以内	5回以内
もも					10回以内(但し、噴射は5回以内、散布は5回以内)
うめ					8回以内(但し、噴射は5回以内、散布は3回以内)
すもも					7回以内(但し、噴射は5回以内、散布は2回以内)
おうとう					
りんご					
なし					
樹木類	かきみみ類成虫	噴射	—	6回以内	6回以内
	クビアカツヤカミキリ(さくら)		成虫発生初期		

注1) かんきつ、りんご、なし、びわ、もも、すもも、うめ、おうとう、ぶどう、かき、マンゴー、オリーブを除く

注2) 農薬を使用する際には必ずラベルの使用基準を確認すること。

注3) 収穫終了後に散布した農薬は翌年（次作）の収穫物における使用回数としてカウントされるため注意する。